

茂原市景観計画

《概要版》



茂原市

◆ 目 次 ◆

●景観計画の趣旨	1
●景観計画の目的	1
●景観計画の位置付け	1
●特性と課題	1
●景観計画区域	2
●基本理念	2
●基本目標	2
●取り組み方針	2
●行為の制限に関する事項	3
●景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	12
●屋外広告物に関する事項	12
●景観重要公共施設の整備に関する事項	12
●推進方策	13
●市民・事業者・市の役割	13

● 景観計画の趣旨

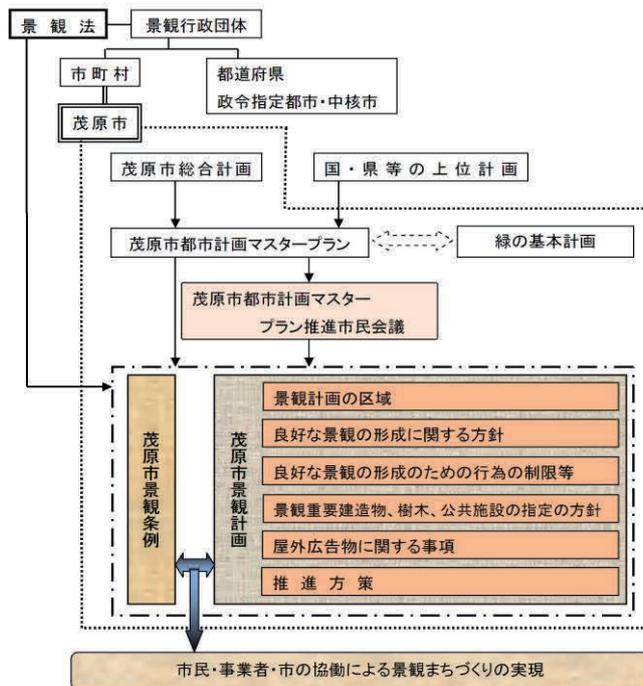
本市では、現在、少子高齢化社会の到来に加え、人口減少が見られ、これらに起因して、耕作放棄地や里山の荒廃、中心市街地における商店街の空き店舗の増加、農林業や商店の後継者不足などの諸問題が発生するなど、地域の衰退が進んでいます。このような状況により本市の緑豊かな自然、魅力のあるまちなみを変貌して魅力が薄れることが懸念されるようになってきました。そこで、持続可能で活力ある魅力的な地域づくりを目指し、茂原市景観条例の制定とともに、自然豊かな環境、歴史的、文化的な景観や美しい魅力的なまちなみを活かし、守り、直し、創りながら市民、事業者、市等の地域にかかる全ての主体が良好な景観の価値を再認識し、協働、連携により取り組むため茂原市景観計画を定めることとしました。

● 景観計画の目的

茂原市景観計画（以下、「景観計画」という。）は、本市の良好な景観の形成を推進するため、景観条例第1条に規定する目的、同条例第3条に規定する基本理念及び景観計画の第2章に掲げる良好な景観の形成に関する方針を実現することを目的とします。

目的を達成するため、市民、事業者、市がともに市内の各地域での魅力的なまちなみ形成に取り組んでいくことが必要不可欠です。そのため、景観計画では、良好な景観の形成を推進する景観まちづくりを実現していけるよう、取り組み方針、推進方策等をまとめています。そして本市の景観が、憩い、潤い、安らぎ、趣きがあり、ふるさと景観として愛着が持てるようめざしていきます。

● 景観計画の位置付け



「景観法」では、都市や農山漁村等における美しく風格ある国土の形成を目的とし、景観行政にやる気のある市町村が中心的な担い手となるように「景観行政団体」という概念が導入されました。

本市では、茂原市総合計画や茂原市都市計画マスタープラン等の上位計画を踏まえ、茂原らしい景観まちづくりの実現に向けた方向性を定めるとともに、その実現に向けた方策及び手段を明らかにするため、茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議等において、景観条例の制定及び景観計画の策定に向けた検討を行いました。今後、本市が景観行政団体として景観行政を進めていく上で基本となる考え方を示しており、この条例及び計画を基として、市民・事業者・市の協働による景観まちづくりの実現をめざします。

● 特性と課題

本市には、緑豊かな自然の景観、歴史・文化の景観、中心市街地などのまちなかの景観、日々の生活の中で育まれた生活の景観があります。市内の良好な景観の形成に取り組んでいくため、それぞれの景観での特性と課題をまとめ、施策等を推進していくこととします。

1. 自然の景観

3. まちなかの景観

2. 歴史・文化の景観

4. 生活の景観

● 景観計画区域

景観計画の区域は、市全域とします。

	区 域	面 積
景観計画区域	市 全 域	100.01km ²

● 基本理念

守る・伝える・創る「美しい茂原の景観」
～豊かな自然・歴史・文化を活かして～

● 基本目標

<p>①自然・歴史・文化</p> <p>美しい自然・歴史・文化を保全、継承、創造し、市民の豊かな心を育む景観づくり</p>	<p>②市民・市民協働</p> <p>市民・事業者・市が協働し、特色のある手作りの景観づくり</p>	<p>③次世代への引き継ぎ・担い手育成</p> <p>ふるさと故郷を守り、育て、ぬくもりのある茂原を世代を超えて引き継ぐ景観づくり</p>	<p>④魅力ある環境</p> <p>茂原市に住んで良かったと思える、安全・安心で楽しく暮らせる景観づくり</p>
--	---	--	---

● 取り組み方針

<p>①自然・歴史・文化</p>	<p>○里山を中心に広がる田園、水辺を守り、育て、緑と水と人の憩いのまちを構築する ○歴史的、文化的な建物や史跡の保全とこれらに調和した周辺の景観をつくる ○藻原寺を拠点とした景観資源を守り、活かし、そこから発する文化を象徴する景観をつくる</p>
<p>②市民・市民協働</p>	<p>○景観マップ、ルート図を作成し、市民参加による見学会などを開催する ○市民ボランティアを育成し、景観PRに努める ○市民・事業者・市が協働し、美しい茂原のまちを自分たちでつくるという意識をもつ制度をつくる</p>
<p>③次世代への引き継ぎ・担い手育成</p>	<p>○子どもたちに美しい茂原・歴史ある茂原の景観の副読本を作成し、学習の機会をつくる ○子どもたちに景観の良さを知らせるイベントを実施する ○伝統芸能の保存と後継者の育成を図る</p>
<p>④魅力ある環境</p>	<p>○沿道構築物(看板等)を改善し、周辺環境と調和のとれたまちなみにする ○七夕まつり、桜まつりに加え、コスモス(市の花)・つつじ(市の木)・牡丹・あじさい等を中心に、四季ごとのまつりを育て、にぎわいの景観を創り出す</p>

●行為の制限に関する事項

●配慮事項

景観計画区域（茂原市全域）内での良好な景観の形成（活かし、守り、直し、創る）を行うため、すべての（１）建築物の新築等、（２）工作物の新設等、（３）開発行為を行う場合に事業者、施主等が配慮すべき事項を示します。

（１）建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（建築物の新築等）の配慮事項

建築物の新築等では、①～⑧の地域別景観について、別表の地域別景観の区分図を参考にして、地域別景観の特性や実情に合わせて配慮事項を考慮することとします。

地域別景観	用途地域等
① 自然系地域 (水辺、里山、田園、みどり)	無指定地域
② 住宅系地域	第1種低層住居専用地域 第1.2種中高層住居専用地域 第1.2種住居地域、準住居地域
③ 商業系地域	近隣商業地域、商業地域
④ 工業系地域	準工業地域、工業地域
⑤ 歴史・文化景観	全域(歴史的、文化的な建物や史跡の周辺) (文化を象徴する拠点地域)
⑥ 公共施設景観	全域(公共施設に接する地域)
⑦ 駅及び駅前景観	茂原駅、新茂原駅、本納駅及び周辺地域
⑧ レクリエーション施設	全域(レクリエーション施設及び周辺地域)

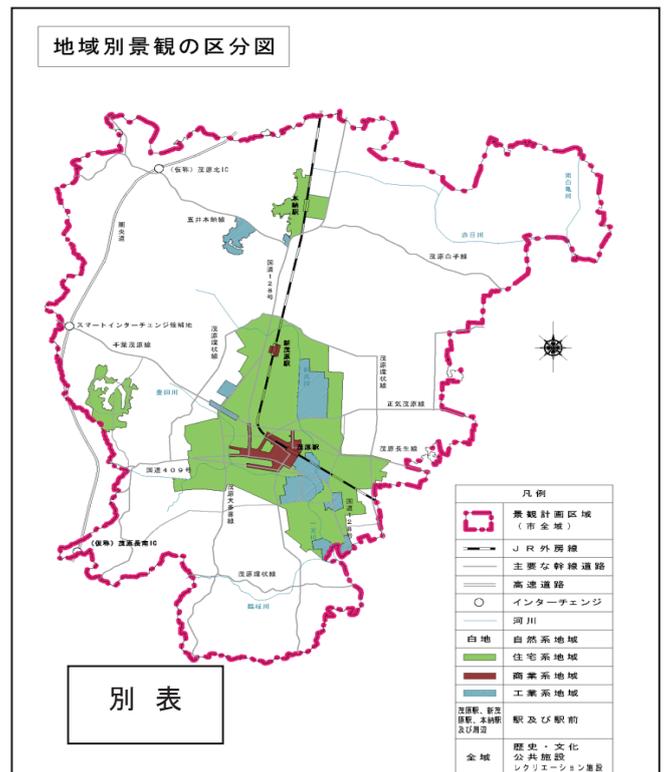
（２）工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（工作物の新設等）の配慮事項

工作物の新設等については、関係法令等を遵守するとともに、配慮事項を考慮することとします。

（３）開発行為に関する配慮事項

開発行為については、関係法令等を遵守するとともに、配慮事項を考慮することとします。

※（１）建築物の新築等、（２）工作物の新設等、（３）開発行為に関する配慮事項の詳細については、4～9ページの配慮事項をご参照ください。



(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕
若しくは模様替又は色彩の変更（建築物の新築等）の配慮事項

① 自然系地域（水辺、里山、田園、みどり）

区分	景観形成の配慮事項
周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の自然環境（水辺、里山、田園、みどり等）を保全するとともに、憩いを感じられるよう周辺景観に配慮する ◆ふるさと景観としての自然環境を大切にするとともに、自然系景観が連続するよう配慮する
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全、安心が確保でき、周辺の地形や植生を活かすとともに、美しい茂原のまちなみが創出され、周辺景観との調和に配慮した形態・意匠となるよう努める ◆勾配屋根などは、周辺の屋根の形状と整えるよう考慮し、統一性をもたせるようなデザインとなるよう努める ◆田舎<small>げんふうけい</small>の原風景が感じられるような集落では、外観をできる限り和風建築の意匠とするなど、周辺の建物と調和するよう努める
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◆外壁等は、落ち着きのある色彩とし、彩度は低い色を基調とするなど、原色や彩度の高い色の使用はできる限り避けるよう努める ◆田舎<small>げんふうけい</small>の原風景が感じられるような集落では、外壁等は「和」を感じる色合とするよう努める
材料	<ul style="list-style-type: none"> ◆壁面等は、光沢や反射光の生じる材料を多く使用することをできる限り避ける ◆田舎<small>げんふうけい</small>の原風景が感じられるような集落では、和風建築に配慮した材料（瓦、塗り壁、材木）を使用するなど、周辺の景観との調和に努める
外構	<ul style="list-style-type: none"> ◆生垣、植栽、塀、柵など、自然素材を活かす工夫に努める ◆緑のカーテン（グリーンカーテン）等を利用するなど、清風、涼風を取り入れるよう工夫し、緑化空間を創出するよう努める ◆広告物の掲出は、過度なデザイン、規模のものは避け、周辺景観への影響を考慮してできる限り品位のあるものとなるよう努める ◆「もばら」の緑豊かな自然を残せるよう配慮するとともに、敷地内に花壇等を設置するなど、積極的な緑化に心がけるとともに、癒しや憩いを与える演出に努める 花壇や空きスペース等には、市の花（コスモス）等を植栽するよう努める
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ◆駐車場は、周辺の景観と調和したデザインとするとともに、生け垣や植栽による緑化など憩いを感じられるよう努める
その他設置物など	<ul style="list-style-type: none"> ◆建築敷地内の看板、自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、倉庫、機械室、その他の付属施設・設置物等については、建築物本体や周辺景観に配慮した配置、規模、色彩、デザインとなるよう努める

②住宅系地域

区分	景観形成の配慮事項
周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区ルール（決まり事）を理解し、周辺景観に十分配慮する ◆緑が連続して見えるような空間を創出するよう配慮する
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全、安心が確保でき、美しい茂原のまちなみの創出とともに、落ち着いた形態・意匠となるよう努める ◆勾配屋根などは、周辺の屋根の形状と整えるよう考慮し、統一性をもたせるようなデザインとなるよう努める ◆壁面、開口部等は、威圧感や圧迫感を考慮し、周辺の景観との調和を保てるよう工夫する
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◆外壁等は、落ち着いた色のある色彩とし、彩度は低い色を基調とするなど、原色や彩度の高い色の使用はできる限り避けるよう努める ◆周辺の景観と調和するような色相、明度、彩度となるよう心がけ、突出した色彩の使用は避ける
材料	<ul style="list-style-type: none"> ◆壁面等は、光沢や反射光の生じる材料を多く使用することをできる限り避ける
外構	<ul style="list-style-type: none"> ◆花壇やプランター等を用いて市の花（コスモス）や市の木（つつじ）を植栽したり、季節の花を植えるなど、和みを与える空間を創出するよう努める ◆緑のカーテン（グリーンカーテン）等を利用するなど、清風、涼風を取り入れるよう工夫し、緑化空間を創出するよう努める ◆広告物の掲出は、過度なデザイン、規模のものは避け、周辺景観への影響を考慮してできる限り品位のあるものとなるよう努める
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ◆駐車場は、周辺の景観と調和したデザインとするとともに、生け垣や植栽による緑化など憩いが感じられるよう努める
その他設置物など	<ul style="list-style-type: none"> ◆建築敷地内の看板、自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、倉庫、機械室、その他の付属施設・設置物等については、建築物本体や周辺景観に配慮した配置、規模、色彩、デザインとなるよう努める

③ 商業系地域

区分	景観形成の配慮事項
周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆賑わいを感じられるまちなみ空間を創出しながら、店舗等の周辺に緑化空間を創出するなど、落ち着いた雰囲気醸し出されるよう配慮する ◆花壇やプランター等を用いて市の花（コスモス）や市の木（つつじ）を植栽したり、季節の花を植えるなど、憩いを与える空間の創出に配慮する
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全、安心が確保でき、美しい茂原のまちなみが創出されるような形態・意匠となるよう努める ◆勾配屋根などは、周辺の屋根の形状と整えるよう考慮し、統一性をもたせるようなデザインとなるよう努める ◆壁面、開口部等は、威圧感や圧迫感を考慮し、周辺の景観との調和を保てるよう工夫する
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◆外壁等は、原色や彩度の高い色、著しく派手な色の使用はできる限り避け、周辺景観と調和した色彩となるよう努める
材料	<ul style="list-style-type: none"> ◆壁面等において、光沢や反射光の生じる材料を使用する場合は、周辺景観との調和に十分配慮する
外構	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑のカーテン（グリーンカーテン）等を利用するなど、清風、涼風を取り入れるよう工夫し、緑化空間を創出するよう努める ◆広告物の掲出は、過度なデザイン、規模のものは避け、周辺景観への影響を考慮してできる限り品位のあるものとなるよう努める
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ◆駐車場は、周辺の景観と調和したデザインとするとともに、植栽による緑化など憩いを感じられるよう努める
その他設置物など	<ul style="list-style-type: none"> ◆建築敷地内の看板、自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、倉庫、機械室、その他の付属施設・設置物等については、建築物本体や周辺景観に配慮した配置、規模、色彩、デザインとなるよう努める

④ 工業系地域

区分	景観形成の配慮事項
周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺地域のまちなみと調和するよう、環境整備に配慮する ◆花壇やプランター等を用いて市の花（コスモス）や市の木（つつじ）を植栽したり、季節の花を植えるなど、和みを与える空間の創出に努める ◆周辺環境に配慮した個性ある緑化計画を立てるなど、美しい茂原のまちなみに配慮する（樹木の植栽、緑のカーテン等）
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全、安心が確保でき、美しい茂原のまちなみが創出されるような形態・意匠となるよう努める ◆壁面、開口部等は、威圧感や圧迫感を考慮し、周辺の景観との調和を保てるよう工夫する ◆配管等の付属設備が建築物等と一体的な形態・意匠となるよう工夫する
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◆外壁等は、原色や彩度の高い色、著しく派手な色の使用はできる限り避け、周辺景観と調和した色彩となるよう努める
材料	<ul style="list-style-type: none"> ◆壁面等において、光沢や反射光の生じる材料を使用する場合は、周辺景観との調和に十分配慮する
外構	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑のカーテン（グリーンカーテン）等を利用するなど、清風、涼風を取り入れるよう工夫し、緑化空間を創出するよう努める ◆広告物の掲出は、過度なデザイン、規模のものは避け、周辺景観への影響を考慮してできる限り品位のあるものとなるよう努める
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ◆駐車場は、周辺の景観と調和したデザインとするとともに、植栽による緑化など憩いが感じられるよう努める
その他設置物など	<ul style="list-style-type: none"> ◆建築敷地内の看板、自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、倉庫、機械室、その他の付属施設・設置物等については、建築物本体や周辺景観に配慮した配置、規模、色彩、デザインとなるよう努める

⑤ 歴 史 ・ 文 化 景 観

区 分	景 観 形 成 の 配 慮 事 項
歴史的、文化的な建物や史跡の周辺	◆歴史的、文化的な建物や史跡を尊重した配置とし、敷地内に花木の植栽を施すなど、周辺環境と調和が保たれるよう努める
文化を象徴する拠点地域	◆文化を象徴する拠点地域にふさわしく、「もばら」らしい景観となるよう努める ※「あじさい」や「つつじ」での植栽等 趣きのある拠点の創出等

⑥ 公 共 施 設 景 観

区 分	景 観 形 成 の 配 慮 事 項
公共施設に接する地域	◆公共施設に接する地域では、敷地内での市の花（コスモス）、市の木（つつじ）を活用した緑化を行うなど、公共施設との調和に努める ◆街路樹がある沿道環境での広告物等は、適切な規模のものとするとともに、周辺景観への影響を考慮したデザインとなるように努める ※公共施設については、『景観重要公共施設』制度を活用するなど、今後、検討しながら整備を進めていきます

⑦ 駅 及 び 駅 前 景 観

区 分	景 観 形 成 の 配 慮 事 項
駅及び駅前周辺地域	◆茂原の顔である駅前通りのにぎわいを創出するよう市の花（コスモス）、市の木（つつじ）等の植栽や季節の花を飾るなど、工夫する ◆広告物の掲出は、過度なデザイン、大規模のものは避け、周辺景観への影響を考慮してできる限り品位のあるものとなるよう努める

⑧ レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設

区 分	景 観 形 成 の 配 慮 事 項
レクリエーション施設及び周辺地域	◆茂原市の重要な景観、地域の魅力的な景観として地域住民が景観に対する意識が向上するように工夫し、和みや憩いが与えられるよう努める ◆広告物の掲出は、過度なデザイン、大規模のものは避け、周辺景観への影響を考慮したものとなるよう努める

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（工作物の新設等）の配慮事項

工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更等は、関係法令等を遵守するとともに、以下の配慮事項を考慮することとします。

区分	工作物の配慮事項
基本的事項	◆建築物の景観形成の配慮事項に準ずることとするが、下記の基準にも従って周辺の景観との調和を図る
配置	◆配置を工夫し、周辺との調和に努める
形態・意匠	◆周辺と調和するような形態・意匠となるよう、創意工夫する ◆大規模なよう壁はなるべく避け、行う場合は緑化や色彩、構造を工夫し、周辺との調和に努める
色彩	◆彩度の低い色彩を使用するなど創意工夫し、周辺の景観と調和するよう努める
外構	◆周辺への影響を考慮して、植栽などの配置に努める ◆憩いや潤いを創出するよう工夫する

(3) 開発行為に関する配慮事項

開発行為は、関係法令等を遵守するとともに、以下の配慮事項を考慮することとします。

区分	開発行為の配慮事項
開発行為	◆自然系地域においては、「もばら」の緑豊かな自然（里山、田園、水辺、樹林地等）を活かすよう配慮する ◆周辺地域の自然的地形を活かすとともに、大規模な土地の形質変更や大規模な法面やよう壁が生じないよう配慮する ◆法面の勾配は、できる限りゆるやかなものとなるよう努め、緑化等による修景に努める ◆よう壁は、緑化、色彩・構造の工夫等により周辺景観との調和に配慮する ◆大規模な宅地開発では、周辺の景観との調和を考慮した土地利用となるよう配慮する ◆施設、建物の配置を工夫するなど、周辺の景観への影響の軽減に努める ◆既存の樹木を活用するよう努める ◆周辺の景観への配慮として、必要に応じて植樹帯を設けるなど、緑化に努める

●届出対象行為

景観計画区域（茂原市全域）においては、届出対象行為として、良好な景観の形成に大きな影響を与える一定規模以上の建築物の新築等、工作物の新設等及び開発行為について、届出が必要となる行為を定めています。

景観法第16条の規定により、下表に示す対象行為のうち、届出が必要な規模に該当する場合は、市長へ届出が必要となります。届出を行った行為が景観形成基準に適合しないと認められるときは、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告（景観法第16条第3項）でき、また、特定届出対象行為については、変更命令等（景観法第17条第1項）ができることとなっています。

対象行為	届出が必要な規模
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ：10mを超えるもの （商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域は15mを超えるもの） 又は、建築面積：1,000㎡を超えるもの
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ：10mを超えるもの ※電気事業法に基づく電気事業者及び電気通信事業法に基づく電気通信事業者が設置する電柱については高さ15mを超えるものとする
③ 開発行為	開発区域の面積が3,000㎡以上のもの

●届出の流れ

行為の届出の流れについては、右記フローチャートを参考にして、行ってください。

①事前相談

- 届出が必要な行為の相談
 - ・届出が不要な行為
（配慮事項を考慮し、行為の着手へ：青線）
 - ・届出が必要な行為
（本計画で定める行為：黄線）

②事前協議

- 事前協議書を提出
（景観アドバイザーの助言・指導）

③行為の届出

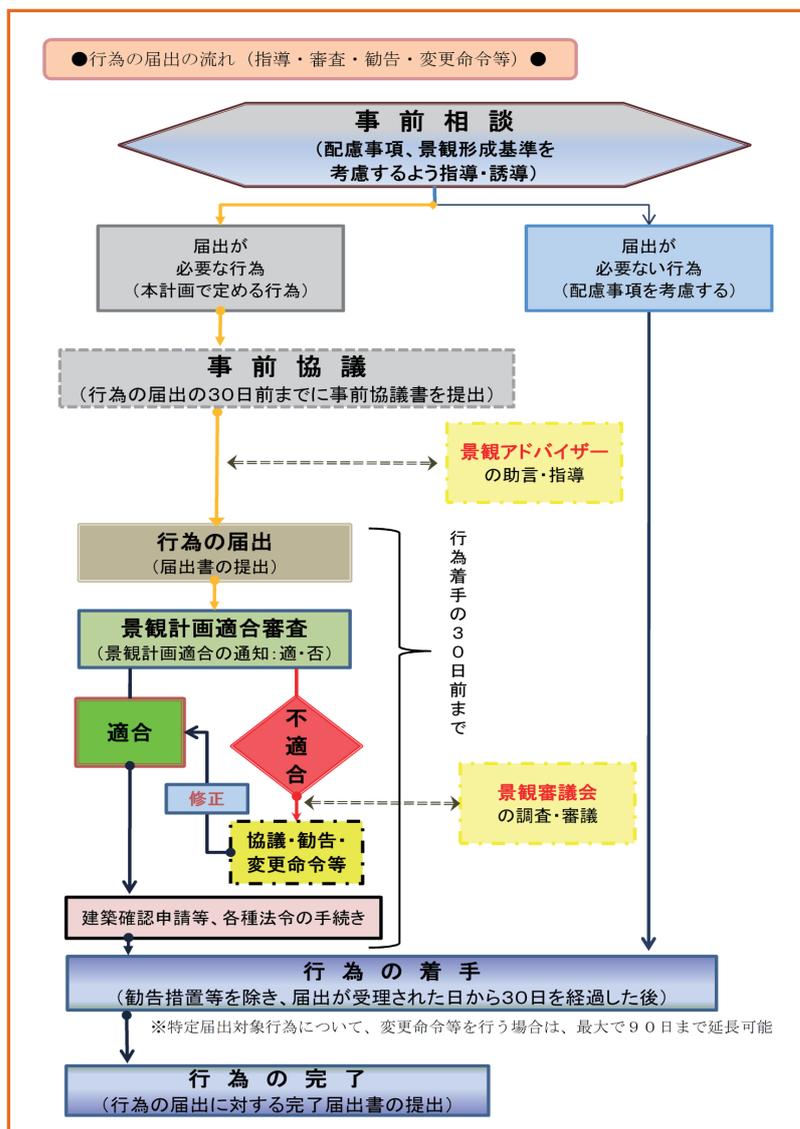
- 届出書の提出

④景観計画適合審査

- 適合通知：適・否
 - ・適合（建築確認申請等、各種法令の手続き：青線）
 - ・不適合（景観審議会の調査・審議：赤線）
- ※協議、勧告、変更命令等→修正→適合

⑤行為の着手

- 完了届出書の提出



●勧告基準

届出対象行為に対する勧告の基準は、右表のとおりとします。この基準に適合しないと認められる場合は、届出を受けた日から30日以内に設計の変更その他必要な措置を取るよう勧告できます。

区分		景観形成基準	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	原則	◇安全で安心できるものを基本とし、他法令を遵守するとともに、まちなみの連続性を分断しないようにする	
	用途	外壁等	◇外壁等の外観は、周辺の建築物と調和する色彩を使用するなど、著しく派手な色彩の使用は避け、落ち着いた感じさせるものとする ◇光沢や反射光の生じる材料を多く使用することにより、周辺景観を阻害することがないようにする
		その他設置物等	◇屋外設備等(屋外階段、屋外機、高架水槽、配管やダクト等)は、道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とするか、本体との統一感が持てるデザインとする
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	原則	◇上記建築物の新築等の景観形成基準(勧告基準)に準ずることとするが、下記用途に応じた基準にも従って周辺の景観との調和を図ることとする	
	用途	設置	◇街路樹がある沿道環境では、樹木の特性が活かされるよう周辺環境に調和した場所に配置する
		意匠形態	◇親しみやすいデザインとなるよう工夫するとともに、周辺景観と調和する彩度の低い色彩を使用する
外構	◇周辺への圧迫感の軽減や憩いや潤いを創出するなど、周辺の景観との調和を図る		
開発行為	◇緑豊かな樹林地等を大切に、保全等に努め、やむを得ず伐採する場合は、周辺の植生にあった樹木を植栽する等、植生の回復を図る ◇土地の区画形質の変更により、よう壁、法面が生じる場合は、圧迫感を与えない高さとするとともに、緑化等により周辺景観と調和を図る		

●変更命令基準

特定届出対象行為に対する変更命令の基準は、右表の景観形成基準のとおりとします。なお、この基準に適合しないと認められる場合は、届出を受けた日から30日以内に、その届出に係る行為に関し設計の変更その他必要な措置を取ることを命令することができます。ただし、調査等が必要な場合は、期間を最大90日まで延長することができます。

区分	景観形成基準																								
建築物の色彩	<p>□建築物の外壁及び屋根に使用する色彩の基準は下表のとおりとする ただし、以下のものについては、この限りでない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面に着色を施していない木材、金属板等の素材や土壁、漆喰、石材等の自然素材、着色していない瓦、レンガ、ガラス等の材料によって仕上げる部分の色彩 ・建築物の見付面積(注1)の1/5未満の範囲で、建築物のアクセントカラーとなっているような色彩 ・商標登録されている等、変更のしようがないような色彩 ・他の法令等に基づき使用される色彩 <p>【表1】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)</td> <td rowspan="3">全範囲</td> <td rowspan="3">6以下</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)</td> </tr> <tr> <td>GY(黄緑)</td> <td rowspan="2">全範囲</td> <td rowspan="2">4以下</td> </tr> <tr> <td>G(緑)</td> </tr> <tr> <td>BG(青緑)</td> <td rowspan="5">全範囲</td> <td rowspan="5">2以下</td> </tr> <tr> <td>B(青)</td> </tr> <tr> <td>PB(青紫)</td> </tr> <tr> <td>P(紫)</td> </tr> <tr> <td>RP(赤紫)</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	R(赤)	全範囲	6以下	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	全範囲	4以下	G(緑)	BG(青緑)	全範囲	2以下	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(赤紫)	N(無彩色)	—	—
	色相	明度	彩度																						
R(赤)	全範囲	6以下																							
YR(黄赤)																									
Y(黄)																									
GY(黄緑)	全範囲	4以下																							
G(緑)																									
BG(青緑)	全範囲	2以下																							
B(青)																									
PB(青紫)																									
P(紫)																									
RP(赤紫)																									
N(無彩色)	—	—																							
工作物の色彩	<p>□工作物の外壁及び屋根に使用する色彩の基準は下表のとおりとする ただし、以下のものについては、この限りでない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の見付面積(注1)の1/5未満の範囲で、建築物のアクセントカラーとなっているような色彩 ・商標登録されている等、変更のしようがないような色彩 ・他の法令等に基づき使用される色彩 <p>【表2】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N(無彩色)を除く色相</td> <td>全範囲</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>N(無彩色)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	N(無彩色)を除く色相	全範囲	6以下	N(無彩色)	—	—													
色相	明度	彩度																							
N(無彩色)を除く色相	全範囲	6以下																							
N(無彩色)	—	—																							

(注1) 見付面積…建築物の外壁および屋根、工作物の外装の一つの面を垂直なスクリーンに映した時にできる正面や側面の面積。

※色彩の基準値は、日本工業規格Z 8 7 2 1に定めるマンセル値による。

●景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の魅力的な景観を形成する上で重要な役割を果たしているシンボリックな存在であり、それらを維持、管理することにより地域の良好な景観形成を活かしていくため、指定するものです。

●景観重要建造物の指定方針

景観上の特徴を有する建造物のうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができるもので、次に示す項目のいずれかに該当する建造物を景観重要建造物として指定します。

- ◇「もばら」らしく、魅力あふれるシンボリック性のあるもの
- ◇古くからの技法や建築様式で建てられたもので、「もばら」の歴史・文化・生活が感じられるもの
- ◇地域住民の愛着があり、地域の特性が活かされているもの
- ◇多くの市民から親しまれ、地域の良好な景観を形成する上で、特に優れた特徴があるもの

●景観重要樹木の指定方針

地域の自然・歴史・文化等からみた樹姿（樹高や樹形）などの様子が景観上の特徴を有する樹木のうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができるもので、次に示す項目のいずれかに該当する樹木を景観重要樹木として指定します。

- ◇樹姿（樹高や樹形）が地域の魅力あふれるシンボリックな存在となっているもの
- ◇地域の自然・歴史・文化を象徴するもの
- ◇木が本来もつ、人々を和ませ、安らげる要素のあるもので、人々に感動を与えるもの
- ◇多くの市民が愛着を持ち、鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められるもの

●屋外広告物に関する事項

●屋外広告物について

屋外広告物は、経済活動を行う上で必要不可欠なものですが、それと同時に看板の乱立、派手で無秩序に設置されたものは地域の魅力的な景観に影響を与え、良好な景観形成の阻害要素となっています。本市では、千葉県屋外広告物条例に基づいて、規制、誘導を行っておりますが、「魅力ある環境」にも配慮していくことを求めています。

表示及び掲出
に関する指針

- ・周辺景観に配慮した意匠・形態とし、調和のとれたものとする
- ・できる限りコンパクトに集約し、過度なデザインは避ける
- ・彩度が高いもの、蛍光色や原色の使用は避ける
- ・周辺に歴史的・文化的な景観の要素がある場合は、素材や色彩、形態を工夫するなどして、周辺景観に配慮する
- ・自然系地域では、周囲との調和を考慮して自然色を多く使う色彩や形態とし、表示方法や配置を工夫する
- ・住居系地域では、落ち着いた色彩、形態とし、表示方法や配置を工夫する

●景観重要公共施設の整備に関する事項

●指定方針

景観重要公共施設は、以下の施設を対象に指定します。

- ◇「もばら」の良好な景観の骨格を形成する拠点や軸などの一部を構成する公共施設
- ◇「もばら」の自然、歴史、文化的要素が高く、周辺景観との調和が求められる公共施設
- ◇地域の良好な景観形成に重要な役割を果たしている公共施設

推進方策

(1) 自然系地域 (水辺、里山、田園、みどり)

- 水辺、里山、田園、みどり等を一体的に保全する
- 遊休地等への植栽(市の花(コスモス))を推進する
- やすらぎと潤いを与えるネットワークづくり

(3) 商業系地域

- 賑わいのある商業環境の再生を図りつつ、落ち着きを感じさせる空間を創出する体系をつくる
- 趣きのある「市」^(いち)を地域で支える体制をつくる
- 緑化を推進する美化活動に取り組む体制を確立し、緑化空間を創出する制度を構築する

(5) 歴史・文化地域

- | | |
|---|---|
| ① | ○地域の歴史、文化など固有資源の一体的保全と整備 |
| | ○名所、旧跡の案内板整備 |
| | ○景観の核となる施設の整備 |
| ② | ○景観重要建造物、景観重要樹木を指定し、保全する |
| | ○趣きのある「市」 ^(いち) を地域で支える体制をつくる |
| ③ | ○拠点とした周辺地域を「もばら」らしい景観として演出する |
| | ○副読本を作成する団体を立ち上げるとともに、ボランティア講師の育成を図る |
| ④ | ○小、中学校での副読本を利用した講習会を開催し、郷土愛を育みながら景観の周知を図る |
| | ○伝統芸能にふれあう場を増やし、誰もが気軽に参加できるような環境をつくる |
| | ○伝統芸能の継承のための補助制度の拡充 |

(7) 駅及び駅前景観

- 駅前通りは茂原市の顔であるため、ボランティアによる駅周辺の定期的な美化活動を行う
- 市の花(コスモス)、市の木(つつじ)など季節の花が咲き誇るような花いっぱい運動を推進する

(2) 住宅系地域

- 地域の良好な景観を維持、管理する体制をつくる
- 地域住民で取り組む美化活動の体制を構築する(草刈り、緑化)

(4) 工業系地域

- 和みを与える景色をつくるための体制づくり
- 緑化を推進する美化活動に取り組む体制を確立し、緑化空間を創出する制度を構築する

(6) 公共施設地域

- 違反広告物に対する簡易除却ボランティア制度の創出
- 景観阻害要素となる屋外広告物の規制・誘導
- 市の花(コスモス)、市の木(つつじ)を活用した沿道環境の整備や街路樹を統一した通りの整備
- 景観重要公共施設を指定し、整備する

(8) レクリエーション施設

- 茂原の魅力ある景観をPRする市民団体を立ち上げ、景観マップ、ルート図(ウォーキングマップ等)を作成し、見学会を開催する
- PR団体の育成、観光案内のできるボランティアを養成するとともに、実践での活用を推進する

(9) まつりやイベントの景観

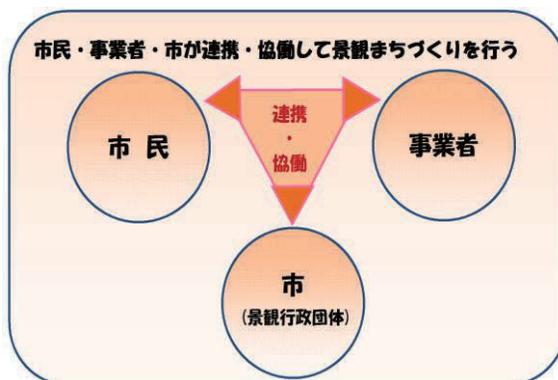
- | | |
|---|---|
| ① | ○子どもたちへの花いっぱい運動の参加呼びかけ |
| | ○小中学校を対象とした「もばら」の魅力的な景観の絵画等のコンクールを開催する |
| | ○小中学校で地域の景観を見学し、体験させる |
| ② | ○もばら景観ふるさと自慢ガイドマップコンテストの開催 |
| | ○市民団体(景観づくり活動団体、NPO 団体)の創設に協力するとともに、専門アドバイザーを派遣する |
| | ○四季に分けたイベントの計画とPRの推進 |
| | ○まつりやイベント開催時の周辺環境整備 |

市民・事業者・市の役割

基本理念や基本目標を実現するために、市民・事業者・市のそれぞれが主体性を持つとともに、地域の魅力的な景観を形成するうえで、特色のある手作りの景観づくりに向け、連携・協働していくことが大切です。

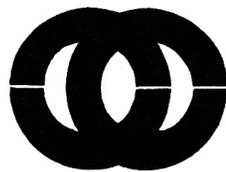
市民・事業者は、身近な生活や事業活動の中で、景観まちづくりに意識した取り組みが必要です。

市は、景観に関する周知等、市民・事業者が良好な景観のまちなみの形成に円滑に取り組めるよう活動を支援、推進します。





茂原市マスコットキャラクター：「モバリん」



茂原市

問い合わせ先

茂原市都市建設部都市計画課

Tel 0475-20-1546

Fax 0475-20-1606

E-mail keikaku@city.mobara.chiba.jp

ホームページ <http://www.city.mobara.chiba.jp/keikaku/>

表紙：第2次茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議の中村妃佐子委員が描いたものです。茂原市景観資源図に掲載している日本「さくらの名所100選」に選ばれている茂原公園、ランドマークとなっている市庁舎、赤と白のコントラストが映えるもしもしタワー、市内のまちなみが描かれた風景画です。